別表第一第〇三・〇七項中「水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）」を「くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物」に改め、同表第〇三〇七・四九号中「もんごういか」の下に「（セピア・オフィキナリス）」を加える。

別表第一第〇四〇一・一〇号中「並びに第〇四〇一・三〇号の一の㈠及び㈡」を「第〇四〇一・四〇号の一並びに第〇四〇一・五〇号の一の㈠及び㈡」に改め、同表第〇四〇一・三〇号を削り、同表第〇四〇一・二〇号の次に次の二号を加える。

〇四〇一・四〇	脂肪分が全重量の六％を超え一〇％以下のもの	
	一　滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもののうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五％
〇四〇一・五〇	脂肪分が全重量の一〇％を超えるもの	
	一　滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の一三％以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
	㈠　脂肪分が全重量の四五％以下のもののうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五％
	㈡　その他のもののうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五％

別表第一第〇七一三・一〇号中「いんげん豆」の下に「、第〇七一三・三四号の二の㈡に掲げるバンバラ豆、第〇七一三・三五号の二の㈡に掲げるささげ」を、「そら豆」の下に「、第〇七一三・六〇号の二の㈡に掲げるき豆」を加え、同表第〇七一三・三三号の次に次の二号を加える。

〇七一三・三四	バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）	
	二　その他のもの	
	㈠　その他のもののうち	
	共通の限度数量以内のもの	一〇％
〇七一三・三五	ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）	
	二　その他のもの	
	㈠　その他のもののうち	
	共通の限度数量以内のもの	一〇％
〇七一三・六〇	き豆（カヤヌス・カヤン）	
	二　その他のもの	
	㈠　その他のもののうち	
	共通の限度数量以内のもの	一〇％

別表第一第一〇・〇一項を次のように改める。

一〇・〇一	小麦及びメスリン	
	デュラム小麦	
	播種用のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定により輸入するもの、同法第四四条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入される政府の並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
	その他のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入される政府の並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一〇〇一・一一	播種用のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入される政府の並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
	その他のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入される政府の並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一〇〇一・一九	播種用のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入される政府の並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
	その他のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入される政府の並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一〇〇一・九一	播種用のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入される政府の並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
	その他のもののうち	
	メスリン	
	その他のもの	二〇％
一〇〇一・九九	播種用のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入される政府の並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
	その他のもののうち	
	メスリン	
	その他のもの	二〇％

別表第一第一〇・〇三項を次のように改める。

一〇・〇三	大麦及び裸麦	
一〇〇三・一〇	播種用のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入される政府の並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
	その他のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入される政府の並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一〇〇三・九〇	その他のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入される政府の並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税